

日本科学者会議 京都支部ニュース

12月号 No.370

2014年12月11日発行

〒604-0931 京都市中京区二条通寺町東入榎木町 95-3 南館 3 階

Tel/Fax : 075-256-3132

E-mail : jsa-kbranch3132@mbox.kyoto-inet.or.jp

URL : <http://web.kyoto-inet.or.jp/people/jsa-k/>

ゆうちょ銀行振替口座 加入者名：日本科学者会議京都支部 口座番号：01050-6-18166

ゆうちょ銀行総合口座 加入者名：日本科学者会議京都支部 口座番号：14480-2800181

上記総合口座を他金融機関からの会費振り込みの受取口座として利用される場合は以下の内容を指定して下さい。

店名：四四八（読み ヨンヨンハチ）。店番：448。預金種目：普通預金。口座番号：0280018

目次

◆ 原発ゼロをめざす J S A 京都・討論集会のご案内と演題募集	2
● 「第 20 回総合学術研究集会 (9/12-14) in 福岡」に参加して	3
◆ 20 総学実行委員会総括会議 (11/16) の報告	3
● 関西技術者研究者懇談会 11 月例会 (11/9) 「原発、福井・福島判決」	4
● 近畿地区大学問題シンポジウム (11/15) 報告	5
● 「日本の科学者」読書会 11 月例会 (11/21) 「巨大地震に備える」	8
● 第 8 回自然科学懇談会 (11/22) 「プレート沈みこみと国土形成」	9
■ 12～1 月の行事予定	10
・ 社会体制研究会シンポ (12/13) 「社会主義像の現代的探求」	
・ 関西懇 12 月例会 (12/14) 「感染症と免疫」	
・ 『日本の科学者』読書会 12 月例会 (12/19) 12 月号特集「排外主義」	
・ 京都支部新年会 (1/11) 話題提供「インドの経済事情」	
・ 関西懇 1 月例会 (1/11) 「私が伝えたい東電原発事故のこと」	
・ 第 9 回自然科学懇談会 (1/24) 「クモの世界」	
★ 寄稿：「滋賀地裁の処分決定について」(富田道男)	12
★ 寄稿：「People は、なぜ国民なのか……憲法で？」(須田 稔)	13
★ 寄稿：「原発ゼロから憲法をおもう」(宗川吉汪)	14
◆ 支部幹事会・事務局だより	16
◆ JSA 近畿地区の催し物案内：「JSA 近畿 No.72.30」	18

支部財政がピンチです。会費未納者は至急に納入願います！

9, 10, 11 月の会費納入者数が急減しています。今年度はまだ 5 ヶ月残っているのに、現在の手持ち金では後 2 ヶ月ギリギリです。未納者には振込用紙を同封しました。よろしく願います。

(支部財政担当幹事)

原発ゼロをめざす JSA 京都・討論集会のご案内と演題募集(再掲)

2015年3月11日で福島第一原発事故から4年目を迎えます。この日を中心に「バイバイ原発 3・7 きょうと」など原発ゼロに向けたさまざまな取組みが予定されています。京都支部では、3月15日、表記の集会を計画しました。本集会は一般に公開されます。

集会では、福島原発事故以降これまで、京都支部および近畿地区会員みなさんがそれぞれ原発ゼロをめざして研究・調査・考察したことを発表し、互いに討論したいと考えています。

発表演題を募集します。 京都支部および近畿地区会員であればどなたでも応募できます。ふるってご応募ください。

- ・ **テーマ**：「原発ゼロをめざす科学者運動の課題」
- ・ **日時**：2015年3月15日（日）13：00～17：00
- ・ **場所**：龍谷大学深草学舎
- ・ **発表時間**：15分；質疑：5分
- ・ **演題応募要領**：演題名、発表者氏名、連絡先（住所、電話番号、メールアドレス）を必ずお書きの上、200字程度の要旨を添えて、**2015年1月31日（土）までに**京都支部宛にメールまたはFAXでお送り下さい。

お一人で2題までの発表が可能です。なお、発表に当たり、旅費等の支給はありません。

メールアドレス：jsa-kbranch3132@mbox.kyoto-inet.or.jp

FAX：075-256-3132

- ・ **抄録提出**：プログラム作成次第、当日のスケジュール等を各発表者にお知らせします。
2015年2月28日（土）までにA4で1枚以上の抄録を京都支部宛にメールまたはFAXでお送り下さい。
- ・ **発表課題の例**（以下はあくまで参考です。これに限定されません）

低線量被ばく／甲状腺がん／放射能環境汚染／食品汚染／除染／汚染水／避難計画／防災計画／地震／火山／津波／がれき処理／福島原発の今後の危険性／原発労働者／再稼働／差し止め訴訟／福井判決／使用済み燃料／廃炉問題／平和利用／核兵器廃絶／財界・アメリカの圧力／原子カムラ／原子力規制委員会／科学者の社会的責任／科学者運動／脱原発運動／放射能教育／今後の電力問題／経営問題／再生可能エネルギー／地球温暖化／事故被災者の補償・生活／被災者の健康管理／避難者の生活／などなど

主催：京都支部幹事会

＜第 20 回総合学術研究集会 in 福岡 (9/12-14) に参加して＞

女性研究者・技術者委員会分科会

長谷川千春

女性研究者・技術者委員会による分科会への参加は、今回で2回目となります。前回の報告から私自身の研究・教育環境も家庭環境も大きく変化するなかで、個人的経験としての葛藤をお話させていただきました。時間の関係で会場での議論はあまりできませんでしたが、委員の方々から共感や励ましのお言葉をいただき、私としては子ども連れでも頑張って参加して良かったと思っています。保育室設置や適切な保育環境の提供に尽力してくださった西南学院大学の山崎先生はじめ、事務局の方々にこの場をお借りして感謝申し上げます。今回の保育利用は私だけだったようですが、子ども連れでも安心して積極的に参加してくださる方がもっと増えれ

ば良いのと思いました。

以下、他のご報告をお聞きしての感想を述べさせていただきます。一つは、国や大学による女性研究者支援の現状を共有すること自体の意義とともに、支援政策の在り方をどのように批判的に検討するか、という視点が必要であると思いました。ただ、支援に当たっての前提となる数々の調査分析（女性研究者・技術者の置かれている研究環境・条件、家庭属性など）は大変興味深く拝聴しました。とくに、少なくない女性研究者が既婚の場合「別居」しているというのはどう考えれば良いのか、自分自身も該当するため、考えさせられました。

20 総学実行委員会総括会議（11/16 西南学院大学）の報告

表記会議が11月16日（日）14:40～16:30、博多の西南学院大学で開催された。三好永作・実行委員長、伊藤宏之・全国常幹ほか福岡支部、長崎支部、宮崎支部、鹿児島支部、沖縄支部の実行委員が参加した。京都支部からは左近幹事と宗川事務局長が参加。

1. 全体の総括：400名が参加。20代1.4%，30代3.4%，40代6.1%，50代11.5%，60代50%，70代以上27%。60代以上が約8割で高齢化が顕著に進んでいる。うち、男性80%，女性20%。会員75%，非会員25%。
2. 会計報告：収入は260万円（うち、全国・繰越80万円、参加費等180万円）
支出は200万円（予稿集等印刷50万円、

実行委員会開催20万円、懇親会60万円、事務局・アルバイト20万円、その他50万円）会場費が発生しなかったこと、印刷代が当初予算の半額であったことが支出を抑えた主な理由、とのこと。

3. 運営上の総括：基調講演・特別講演では質疑応答なしとしたが、不満の声があった。分科会を担当する全国研究委員会からの応答が悪く苦勞した。予稿集では図版作成に苦勞した。表紙、索引、本文、図表それぞれの担当者が必要。エクスカージョンは参加人数が事前まで掴めなかった。懇親会は好評であった。

会議の後、天神の料理屋で懇親会があり、

和やかに歓談した。帰洛後、三好実行委員長に御礼のメールを差し上げた。以下その写し。

三好さま、宗川です。

昨日の総括集会、懇親会では大変お世話になりました。ありがとうございました。懇親会ではすっかりごちそうになってしまいました。御礼申し上げます。

昨日の集まりはこれからの総学について考察する上でいろいろ参考になりました。

分科会の構成・運営はこれまでのように研究委員会任せでは上手く動かないようです。むしろ各支部を総学に引き出すことが必要なように感じました。どこかで聞いた標語ですが「支部を主人公」にした総学を目指すのはどうかと思いました。各支部（あるいは地区）からテーマを出してもらい、あるいはあるテーマについて、ある支部（地区）に運営を委任する、など。

また、各団体（市民）との連携を深めるのも良いと思いました。たとえば、京都・近畿では、大学オンブズマン、医学の戦争犯罪、マスコミ問題、反核医師、高齢者・障害者、女性運動、原発ゼロ市民、原発関連裁判、などなどが考えられます。

私個人としては、ぜひとも科学論・技術論を取り上げたいと思います。科学・技術、科学者・技術者、科学・技術・社会（STS）などなど。3.11を境にこれらへの見方が明らかに変化しました。きちんと分析したいものです。

とにもかくにもJSA会員が元気になる総学にしたいと思っています。今後ともご鞭撻、ご協力のほど、よろしくお願い申し上げます。

（文責・宗川吉汪）

関西技術者研究者懇談会 11 月例会（11/9）の報告 原発福井判決、福島判決を読んで

日時：2014 年 11 月 9 日（日） 14:00～17:00

場所：JSA 大阪事務所 参加者：6 名

原発福井判決、福島判決を読んで

久志本 俊弘 氏

（1）2014 年 5 月 21 日大飯原発 3，4 号機運転差し止め請求に於いて、福井地裁は当原発の運転差し止め判決を言い渡した。

判決文の冒頭「ひとたび深刻な事故が起これば多くの人命、身体やその生活基盤に重大な被害を及ぼす事業に関わる組織には、その被害の大きさ、程度に応じた安全性と高度の信頼性が求められて然るべきである。

このことは当然の社会的要請であるとともに、生存を基礎とする人格権が公法、私法を問わず、すべての分野において最高の価値を持つとされている以上、本件訴訟においてもよって立つべき解釈上の指針である」と述べて、憲法上の権利である人格権を前面に打ち出した、画期的判決であった。

そしてその最後の方には「豊かな国土とそこに国民が根を下ろして生活していることが国富であり、これを取り戻すことができなくなることが国富の喪失であると当裁判所は考えている」と結んでいる。

（2）福島第 1 原発事故で避難生活を余儀な

くされ一時帰宅中に自ら命を絶った原因は東京電力にあるとして、損害賠償を求めた裁判で、2014年8月26日福島地裁は東京電力に賠償を求める判決を言い渡した。

判決の要旨は、被害者が地域での平穏な生活が、原発の事故によって破られ、先の見えない避難生活がうつ状態におとし入れ、自殺に追い込んだことを認めたものである。

この判決の大きな意義は、従来原発事故が周辺住民に及ぼす影響についての企業側の責任が、20%程度しか見られなかったのに対し、今回の判決は東京電力の企業責任に大きく踏み込んだという点にある。

吉川元晴氏(元検事)は次のように述べている「もし原発事故で、予見可能でなければ罰せられないなら、巨大技術、先端技術、大きな組織による技術について、刑事責任を問えないのではないか、それはおかしい」

討論

★原発事故で関西に避難してきた人達による、国と東京電力に対しての損害賠償請求訴訟が始まった。

★川内原発では鹿児島県知事が原発再稼働を認めたが、事故による知事の責任はないという。

★2006年金沢地裁で志賀原発2号機の運転差し止め判決が出されたが、高裁、最高裁で覆された。

★原発事故は日本最大の公害である、被災者の話を子供たちに伝えなければならない。

これからの日程

12月14日(日) 船井洋子氏
感染症と免疫(予防と対策)

(文責・山口進次)

近畿地区大学問題シンポジウム(11/15) 報告 改悪「学校教育法・国立大学法人法」の下における大学自治

表記シンポジウムが11月15日(土)13:30~17:30、キャンパスプラザ京都・第1講義室で開催された。テーマは「改悪『学校教育法・国立大学法人法』の下における大学自治——何がどう変わったのか、いま何をなすべきか——」であった。

参加者数は、京都支部12、大阪支部6、滋賀支部6、兵庫支部1、奈良支部1、山形支部1、非会員8(所属支部名を記載しなかった会員を含む)の計35名。

司会進行は宗川・京都支部事務局長が務めた。

中村征夫・全国常幹(滋賀支部)の開会挨拶の後、まず、青山政利・全国学術体制部長

(大阪支部)が『『大学改革』の全国の動向』と題して総括的な報告を行った(30分)。安倍内閣の目指す大学「改革」は、大学を財界に奉仕する研究機関にすることであり、売れるものを開発する人材育成である。そのため、大学を差別化(50大学の選定、スーパーグローバル37大学)をはかっている。学校教育法を改悪して学長の権限を強化し、教授会を学長の諮問機関化しようとしている。さらに国立大学法人法を改悪して学長選考から大学構成員を排除しようと企んでいる。さらに、運営費交付金を削減し、資金の選択的重点投下で一部の大学だけを優遇しようとしている。

つづいて、京都大学(竹中寛治氏)、大阪大

学（今岡良子氏）、神戸大学（後藤隆雄氏）、大阪府立大学（岡勝 仁氏）、立命館大学（中島茂樹氏）、京都工芸繊維大学（政宗貞男氏）、龍谷大学（細川 孝氏）から各 15 分の報告があった。

竹中氏は、山極寿一総長を実現させた京大におけるこの間の闘いを総括した。大同団結しうる大学自治擁護のスローガンを掲げ、職組のねばり強い宣伝活動の下、立場を超えて学内外の広範な世論を結集できた。それが教育研究評議会メンバーに勇気を与えた。京大のこれまでの反戦平和・自由の闘いの伝統、京都の革新民主の風土が大学自治を守る運動を支えた。今後、改悪学校教育法の下で大学自治を守る運動が始まるが、山極総長は「学内の意見を聞く」と明言していることから、自治を基本とした学内規則の作成は十分可能である。

今岡氏は、阪大が国策に乗ってばく進している姿を紹介した。平野俊夫総長は、スーパーグローバル大学に採択されたことを受けて 2014 年を「世界適塾」元年とし、創立 100 周年に当たる 2031 年に世界トップ 10 に入るべくさまざまな取組みをするという構想を発表した。手始めに、学事暦を現行の Semester 制からクォーター制（3 学期制）への変更をトップダウンで決め、「改悪」学校教育法を先取りして、教授会通則で教授会を総長の諮問機関にしようとしている。京大とはまさに反対方向に向かって走り始めた。

後藤氏は、神戸大学の変遷を辿ることで大学の将来を見ようとした。現在 11 学部を擁する総合大学であるが、各学部は 100 年にわたる歳月を経て今日に至っている。とくに第二次世界大戦の影響は未だにその刻印を残し

ている。例えば、発達科学部は、戦後発足した教育学部を改組したものだが、戦前・戦中の軍国主義教育から戦後の自立平和教育へ、そして現在のグローバル国際教育へと時代に翻弄され続けている。経済学部の前身の神戸商業大学の大東亜研究所は軍事研究の施設で、戦後、神戸経済大学の一部は GHQ に接収された。1966 年に県立医科大学を国立に移管された医学部には旧陸軍 731 部隊の資料が残されていた。神戸高等工業学校を引き継いだ工学部では戦後も軍事研究が続き、1990 年代に現職自衛官の博士公聴会が開催された。法学部でも軍需研究が行われていた。

岡氏は、橋下大阪市長らの推進する「新・公立大学」大阪モデルについて説明した。大阪府大と大阪市大を統合して、大阪のグローバルな発展を牽引する存在としての新大学が構想されている。しかしながら、それぞれの大学の歴史や特色を無視した乱暴な統合には多くの批判が出されている。当初、2015 年に法人統合、2016 年新大学スタートを目指していたが、2013 年 11 月に大阪市議会で大学統合関連議案が否決され、計画は頓挫している。

中島氏は、立命館大学の管理運営問題として、「経営者支配」に途を開いた 2005 年の「総長選任規程」と非民主的・強権的学園運営、茨城キャンパスの用地取得・利用計画、財政試算の間違いと深刻な財政問題について述べ、11月9日に行われた立命館大学の総長選にふれた。総長選挙では吉田美喜夫氏、高倉秀行氏、渡辺公三氏が候補者となった。第1次投票で吉田氏193票、渡辺氏192票、高倉氏8票。ついで、吉田氏と渡辺氏による第2次投票で、吉田氏200票、渡辺氏193票となった。民主的

候補である吉田氏がからくも当選し、立命館の民主的勢力が勝利した。

政宗氏は、まず、工繊大を紹介した。工科系単科大学で、1学部1研究科からなり、理事4名、副学長2名（非理事）、学長補佐4名の法人である。「スーパーグローバル大学創生支援」大学に選定（2014年度）された。最近、学長リーダーシップ体制の強化、副学長の役割強化がはかられている。そのため学内各種委員会の役割が後退している。年俸制導入、「学校教育法」への対応など課題山積。学長選では、一応、意向投票は実施される。

細川氏は、龍谷大学における「ガバナンス」の特質として宗教法人浄土真宗本願寺派が大学の設立母体であることをあげた。現在のところ、設置者である学校法人龍谷大学と龍谷大学との「よき慣行」は守られている。学長選挙の選挙人は専任教職員であるが、被選挙人は「信者」でなければならない。学校教育法の改悪に伴って学則の見直しが行われている。学部における大学自治の「担い手」の状況をみれば自治は「風前の灯」。どのように「大学自治の担い手」を当事者性、同僚性を踏まえ「再構築」するかが問われている。世代間対立（旧世代と「新自由主義・新保守主義」に依拠する新世代との意識の差）は深刻である。制度的な枠組みのみではなく、社会的に規定された今日の「大学界」と「大学人」の意識の問題を直視する必要がある。

報告の最後に、岩橋昭廣・日本私大教連副委員長（阪南大学）が私立大学の現状と課題について述べた。私立大学が抱える問題として、まず高学費（中途退学者の増加）があげられる。奨学金滞納者は約30万人、奨学金

制度は教育ローン。また、低学力学生の受け入れで高等教育が行えない。一部私立大学では定員割れで倒産の危機に瀕している。投資の失敗、不正会計、不正入試など社会の信頼を損なう大学経営の不祥事が起きている。これらの問題の原因は、競争原理・受益者負担などの政府の新自由主義政策、理事長や学長による専断的運営で教授会自治が認められていない、などである。大学教育は人権としての教育、教授会自治を抜きにしては守れない、大学人による「大学問題」の民主的討議が必要である。

各報告を受けて、総合討論を行った。はじめに山形大学から出席した松本邦彦氏が発言した。2007年の学長選挙（文科事務次官出身の結城章夫氏が意向聴取投票では2位だったが学長選考会議で逆転選出）を最後に、全部局の構成員による意向聴取投票制度は廃止された。しかしその後、部局毎に部局単位で意向聴取投票をしてもよいということになり、実際、昨年の学長選では一部の部局で意向聴取投票がおこなわれたが、全学的なものとはなかった。学長選考会議議長は有馬朗人氏であるが、彼は結城学長と科学技術庁時代からのつきあいで選ばれた。その他の委員も学長の息のかかった人が多く、法人法のもとでの学長選考会議の悪い面が集約された形となっている。学部長の選出は、学則上は各部局の教授会構成員が投票し選出されることになっているが、2013年の工学部長選挙では1位となった候補を結城学長（当時）が面接のうえ発令せず、隠然とした圧力がかかり当該候補者が降りたため再選挙となり、当初2位だった現学部長（学長のお気に入り）が選出

された。

討論の冒頭、小島彬氏（滋賀支部）から各大学で大学憲章をもつことの意義が強調された。名古屋大学の学術憲章では、構成員の自律性と自発性に基づく探究を支援し学問研究の自由を保障する、構成員の研究活動・教育実践ならびに管理運営に関して主体的に点検と評価を進めるとともに他者からの批判的評価を積極的に求め開かれた大学を目指す、とある。京都大学の基本理念では、学問の自由な発展に資するため教育研究組織の自治を尊

重する、人権を尊重した運営を行うとともに社会的な説明責任に応える、とある。立命館憲章では、教学理念を「平和と民主主義」とし、自主・民主・公正・公開・非暴力の原則を貫き教職員と学生の参加で学園運営にあたる、としている。総合討論では参加者から、同志社大学、滋賀医科大学、滋賀県立大学、聖泉大学、兵庫県立大学などの実情についてそれぞれ報告された。（文責・宗川吉汪）

「日本の科学者」読書会 11 月例会（11/21）の報告

「叡智を尽くして巨大地震に備える—中国地区からの発信」

11 月 21 日（金）15:00～17:30 開催、6 名が参加、11 月号特集より 3 論文を取り上げた。

1. 竹中博士「内陸型巨大地震に備える」

（担当：鈴木博之氏）

地震被害の主要原因である強震動を予測できれば、防災・減災に役立てることができる。地震動には 3 要素—震源過程、波動伝播経路、地盤特性があり、それらの直列的な合成結果として決まる。強震動の予測には決定論的アプローチと確率論的アプローチがあるが、本稿は前者について紹介している。強震動予測の難しさは、震源モデルの不確かさが大きく影響している。予測には代表値もしくは最悪のシナリオ（より安全な対応を求めて）による結果が採用される。今後の課題が多い。

紹介者評として「専門外のものには理解できない内容。図 1，2，5 も説明不足。注 3，4 が本文にない」ときびしい指摘があった。

2. 岩井哲「大地震に備える建物環境」

（担当：山口進次氏）

本稿では、阪神・淡路大震災の建物被害状況などから、耐震改修課題、木造建築の工法（筋かい・壁）、接合金物、屋根材、軸組木部（シロアリ害）などの問題、東日本大震災の被害状況から丘陵造成宅地の盛土崩壊の問題などが指摘され、補強・改修策が提示されている。広島県の造成地の切土・盛土の区分判定と芸予地震（2001）による被害状況の分析が詳しい。

紹介者は自身の「家を建てた」経験に即して、建築基準法（および施行令）改正の経過、地盤の長期に生ずる力に対する許容応力度に対する基礎の方法（布基礎、べた基礎、基礎ぐい）、柱とはりの接合部仕様（構造金物の種類と耐力）、屋根材など、具体的に提示され、興味深く聴いた。

3. 上園昌武「脱原発にむけたエネルギー政策—島根県エネルギー自立条例住民直接請求運動の教訓」

（担当：宗川吉汪氏）

原発推進のエネルギー政策への対案とし

て、省エネと再生可能エネルギーの普及が求められる。島根県では、原発の是非を前面に出すのではなく、省エネや再エネ普及による「エネルギー自立地域づくり」を求めた条例制定（直接請求運動）を目指すことになった（2013年2月）。これは受任者のみ署名集め可能、署名者の生年月日・印鑑が必要等、ハードルの高い署名運動である（2013年10～12月実施）。2014年2月、署名8万3323筆（有権者総数の14.3%）提出。県議会総務委員会条例案否決。本会議賛成少数で否決。否決の理由は、エネルギー消費量の過大算定な

どだが、本質的には、島根県政の原発推進以外に選択肢を持たない「思考拒否」にある。今後は、条例づくりとともに、再エネの開発・普及、島根原発（松江市）の再稼働論議にとりくむ。

島根の運動には敬意を表したい。——直接請求運動はなかなか大変だ——京都でもやったことがある——「市電」（廃止反対運動）じゃなかったか？——（はるか、記憶のかなたのことになった。現在の課題を見つめてもつとがんばらなくては——）

（文責・清水民子）

第8回自然科学懇談会（11/22 京大楽友会館）

「プレート沈みこみと巨大地震と国土形成」鈴木博之氏（地質学）

【報告】 本講演は、鈴木氏が院生の頃から参加した“紀州四万十帯団体研究グループ”の50年に及ぶ、紀伊半島における四万十帯の詳細な地質調査の集大成（地団研専報 59号：2012）を中心として、進行中の“ちきゅう”による南海トラフ地震発生帯掘削計画による海洋部での調査結果を加えて、上記テーマについて解説された。（紀伊半島を含む西南日本では、北のユーラシアプレートにフィリピン海プレートが潜り込むという比較的単純な構造となっている。）

1. 巨大地震に関しては、フィリピン海プレートの境界面（南海トラフ）は4千万年、東北日本の北米プレートに潜り込む太平洋プレートの境界面（日本海溝）は1億年の間、海底により冷やされている。より新しい境界面の方が上部プレートを引きずりこみやすいので、南海トラフ地震の方を警戒していたが、より古い東北沖で巨大地震が発生したのは“想定外”で、見直しを迫られている。

2. 付加体：境界面で（柔く軽いために）ひきずりこまれないで残った、陸からの流出した物質を含む海底堆積物（海溝堆積物＝砂岩・泥岩、半遠洋性堆積物＝珪質泥岩、遠洋性堆積物＝チャート）は、順次、陸の一部として付加される。プレートの沈み込みに引きずられ付加体の地層は北に傾く構造となり、下底の境界は逆断層となっている。

3. 紀伊半島での四万十付加体（1億年～2千万年前形成）の詳細な地質調査の結果は、南程若いことが明らかとなり、その北側の付加体（3億年～1億年前に形成）と見事に連続している。これは、西南日本全体で成り立つ。

4. 能登・飛騨・隠岐は大陸の一部だったと考えられるが、それ以南はすべて付加体である。これが地質学から見た、西南日本での“国生み”の物語である。猶、東北日本は複雑で、西南日本のような単純なイメージはもてない。（報告者注：東北日本で

は日本海にユーラシアプレートと北米プレートの境界面がある.)

5. 大陸斜面には、付加体の上に陸から流されてきた碎屑物が水平方向に堆積し（前弧海盆堆積体）、付加体とともに順次陸化していく。また、1500 万年前頃には短期間（100 万年程度）の激しい火成活動があり、その火成岩の紀伊半島での分布状態から、阿蘇カルデラより規模の大きいカルデラ群の存在が見て取れる。これらの地層・岩石も国土形成の重要な構成要素である。

【討論と感想】

参加者は 20 名で、過去の平均 15 名程度に

比べて多く、また講演後の議論も活発で予定を越える時刻となり、盛況であった。紀伊半島には活火山はないのに、高温泉（例：白浜、十津川温泉）が多数存在する。これは 1500 万年前の火成活動の余熱ではなく、現在のプレート沈み込みに伴う地下深くからの高温流体の湧出によるとの、興味深い話もあった。地質学の話では時間軸は化石年代（あるいはその発見された地域名）、空間（地層）は地名で表され、素人にはにわかに理解しがたい面があるが、私の理解できた範囲でエッセンスをまとめてみた。（文責・平田龍幸）

12～1 月の支部関連行事の案内

1. 社会体制研究会シンポジウム「社会主義像の現代的探求」

日時：12月13日（土）14：00～18：00

場所：キャンパスプラザ6F 第7 講習室（龍谷大学サテライト教室）

司会：角田修一氏（立命館大学 経済学）

- | | |
|----------------------|-------------------------------|
| ・牧野広義氏（阪南大学 哲学） | 「マルクスの将来社会論について」 |
| ・長砂 實氏（関西大学・名 経済学） | 「『新しい社会主義』論のいくつかの課題」 |
| ・荒木武司氏（大阪教育大学・名 経済学） | 「『実現可能な社会主義』について」 |
| ・河野 仁氏（兵庫県立大学・名 工学） | 「資本の暴走制御と普遍的価値達成の立場からの社会主義定義」 |

2. 関西技術者研究者懇談会 12月例会

日時：12月14日（日）14：00～17：00

場所：大阪支部事務所

テーマ：感染症と免疫（予防と対策）

報告：船井洋子氏

3. 『日本の科学者』12月読書会

日時：12月19日（金）15：00～17：30

場所：京都支部事務所

『日本の科学者』12月号特集「排外主義の深層と共生への展望」

菅原健二氏：樋口「日本型排外主義の背景」

清水民子氏：森「反ヘイトスピーチ法はレイシズムを抑えられるのか？」

紺谷吉弘氏：高「在日韓国・朝鮮人から見た排外主義と共生の展望」

宗川吉汪氏：上瀧「朝鮮学校に対する襲撃事件と控訴審判決について」

4. 第8回幹事会

日時：12月19日（金）18：00～20：00

5. 『日本の科学者』近畿地区サポーター会議

日時：12月20日（土）13：30～16：30

場所：大阪支部事務所

6. 第1回21総学実行委員会

日時：12月26日（金）16：00～

場所：支部事務所

7. 第8回事務局会議

日時：1月11日（日）13：30～14：30

8. 2015年支部新年会

日時：2015年1月11日（日）15：00～

場所：支部事務所

話題提供者：下門直人氏「インドの経済事情」

9. 関西技術者研究者懇談会 1月例会

日時：2015年1月11日（日）14：00～17：00

場所：大阪支部事務所

テーマ：私が伝えたい東電原発事故のこと

報告：出口幹郎氏

10. 第9回自然科学懇談会

日時：2015年1月24日（土）13:30～15:00

場所：京大楽友会館

テーマ：摩訶不思議クモの世界

報告：吉田 真氏（動物学，元立命館大学教授，元日本蜘蛛学会会長）

寄稿：滋賀地裁の「原発再稼働禁止仮処分申立事件」に対する決定 について

富田道男

去る 11 月 27 日（木）、滋賀地裁は標記事件に対して次の決定を下した。

主文 1 本件申し立てをいずれも却下する。

2 申立費用は債権者らの負担とする。

上記決定に至る滋賀地裁の判断として、決定理由を概略次のように述べている。

（1）現在停止している原子炉の再稼働を差し止める仮処分命令は、その保全の必要性が証明されなければならないところだが、再稼働が差し迫っているという事情が明らかでなければ、その保全の必要性が疎明（証明）されたものとはいえないというべきである。

（2）債務者は、平成 25 年 7 月 8 日、原子力規制委員会に新規制基準の適合性について申請をしたが、その適合性を認めた場合でなければ、再稼働することはできないものである。原子力規制委員会が本件各申請を許可する以前に、本件各発電所の再稼働が差し迫っているということはできないから、現時点でこれを認めるに足る特段の事情のあることが疎明（証明）されなければならない。

（3）債権者らは、原子力規制委員会が早急に審査を進めており、再稼働は目前に迫っているから、これを緊急に差し止める必要性は高い旨主張する。しかしこの主張は、今後の審査の進捗によっては許可が早期になされる可能性があるというにとどまるものであり、審査中の現時点において本件各発電所の再稼働を差し止める必要性を基礎づけるに足りる事情とはいえない。そのほか、現時点において特段の事情について具体的な主張疎明（証明）をしていない。

ところで、債務者（関電のこと）は新規制基準の合理性について何ら説明を加えていな

い。加えて、田中俊一委員長は、別件に関連して、新規制基準への適合は審査したが安全だとはいわないなどとも発言しており、当該発言は新規制基準の合理性に疑問を呈するものといえなくもないこと、さらには、原発事故に対応する組織や地元自治体との連携・役割分担、住民の避難計画等についても現段階においては何ら策定されておらず、これらの作業が進まなければ再稼働はあり得ないことに照らしても、このような段階にあって、同委員会がいたずらに早急に、新規制基準に適合すると判断して再稼働を容認するとは到底考えがたく、上記特段の事情が存するとはいえない。

以上によれば、本件各発電所の再稼働を差し止める仮処分命令の申し立てについて上記特段の事情のあることが疎明（証明）されているとはいえず、保全の必要性が認められない。よって主文の通り決定する。

大津地裁は再稼働差止の仮処分申請を概略以上の理由により却下したが、これを見る限りでは、裁判官の判断が論理的におかしいとも偏ったものとも思えない。それとも裁判初体験の私の読み取り方が甘いのであろうか。

ちなみに 12 月 5 日に高浜と大飯発電所それぞれの原発 3、4 号機の再稼働禁止を求めて、先の差止裁判の原告 4 名を含む県民 9 名が福井地裁に仮処分の申し立てを行ったとの報道があった。しかし、九州電力の川内原発のように、規制委員会の新基準に対する適合判断が既に出ているわけでもない状況では、滋賀地裁決定と同じことになるような気がするの

は、これも素人の私の読みが甘いのであろうか。

- ・ We, the Japanese people 前文に3カ所. 9条に1カ所. 「日本国民」.
- ・ the Japanese people 9条「日本国民」.
- ・ a Japanese national 10条に. 「日本国民」.
- ・ the people of Japan 97条に. 「日本国民」.
- ・ the people 前文に5カ所. 1条「日本国民」, 11条に3カ所「国民」, 12条に2カ所・日本語文は3カ所「国民」. 15・30条に各1カ所. 「国民」.
- ・ All of the people 13・14条に各1カ所. 「すべて国民は」
- ・ all the people 43条. 「全国民」
- ・ All people 25・27条に各1カ所. 26条に2カ所. 全部「すべて国民は」.
- ・ peaceful cooperation with all nations 前文. 「諸国民との協和」.
- ・ the peace-loving peoples of the world 前文. 「平和を愛する諸国民」.
- ・ all peoples of the world 前文. 「全世界の国民」.

▼外国人, とりわけ在日朝鮮人・韓国人に対する人権差別は, 日本国憲法下でも廃絶されるところか, 司法の場でも行政の場でも執拗に維持し強化されてきた. このことを, 今年初秋, アムネスティ・インターナショナルの奈良グループの会合で, 田中宏・一橋大学名誉教授の講演で学び, 氏の著作『在日外国人一法の壁, 心の溝』第3版(岩波新書, 2013年)を読むことで, 痛恨の思いを噛みしめながら知ったのだ. 外国人保護が憲法から消えた経過を, この著作から書き写そう(62頁).

「一九四六年二月一三日, 日本政府に手渡された「マッカーサー憲法草案」には, 第16条で「外国人は, 法の平等な保護を受ける」と明記された. が, 日本政府と占領当局との交渉過程で脱落し, 現行憲法第14条の中に矮小化されてしまう.

しかし, この段階では, 「すべての自然人

は, 日本国民であると否とを問わず, 法律の下で平等にして, 人種, 信条, 性別, 社会上の身分もしくは門閥又は国籍により, 政治上, 経済上, 又は社会上の関係において, 差別せられることなし」とあって, 当初の趣旨はまだ生かされていた. だが, 次の段階で, 「日本国民であると否とを問わず」が消え, さらに「国籍」は「門地」に変わり, 最終段階で, 「すべての自然人は」は「すべて国民は」となって, 外国人の平等保護・権利保障という重要ポイントは消えた(古関彰一『日本国憲法の誕生』岩波現代文庫, 2009年, 参照). そして, 『国民』とか「日本国籍保有者」という解釈が生まれた. 外国人の権利保障は未完の戦後改革だ.」

▼1998年6月, ブラジル人女性ジャーナリストが浜松市の宝石店で入店拒否にあった.

彼女は静岡地裁浜松支部に提訴。99年10月勝訴。判決は日本も加入する人種差別撤廃条約を活用した。この事件を受けて、99年11月15日付『ニューヨーク・タイムズ』は「Japanese Only' Policy Takes Body Blow in Court」と題する大きな記事で、日本における外国人差別事例を紹介。「日本の1946年憲法は、英文ではAll of the peopleは法の下に平等であって・・・となっているが、日本語では「すべて国民は」と、自国民に限定している」とも指摘した」（158～159頁）。

▼アメリカでは、アフリカ系アメリカ人、中国系アメリカ人、ポーランド系アメリカ人、日系アメリカ人などがいても、日本では、韓国系日本人やアメリカ系日本人は存在できないのだろう。「志望して他の国の国籍を取得し、その国の国民となる」という意味の「帰化」を用いて、「帰化人」「帰化日本人」という呼称しかないのだろうか。

寄稿： 原発ゼロから憲法をおもう

宗川吉汪

今年5月に出された福井地裁の大飯原発差止めを命じる判決は、歴史に残る名判決になるだろう。判決は、国民の人格権は日本の法制上最高の価値をもつ、人格権を脅かすものは、戦争、自然大災害以外では原発事故においてない、だから原発は稼働してはならない、と指摘した。じつに理路整然、これほど明快でわかりやすい判決はない。

人格権は、国民ひとりひとりの生命、精神、身体、生活にかかわる権利である。これは日本国憲法第13条「すべての国民は、個人として尊重される。生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他の国政上で、最大の尊重を必要とする」という規定にもとづく。日本の憲法の根幹はここにあるといっても過言ではない。まず国民個人があつて、その集合体としての国がある。国民が主人公。それが、憲法が規定する日本の国の姿である。

国民が主人公であるから国民主権は当然、といえる。個人の尊重は、国民個々人のもつ

生命、自由、幸福追求の権利の尊重であり、

人格権の尊重である。これを実現するためには国民の基本的人権は保障されなければならないし、国は平和でなければならない。戦争放棄を定めた第9条もこの人格権にもとづく、とみることもできる。

一方、自民党が2012年4月に発表した憲法改正草案は第13条を以下のように改竄した。「全ての国民は、人として尊重される。生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、公益及び公の秩序に反しない限り、立法その他の国政上で、最大限に尊重されなければならない」（アンダーラインは筆者）一見似ているようだが意味するところは180度ちがう。

まず、現行憲法にある「個人」が自民党案では「人」になって、「個」がぬけた。そして「公共の福祉」を「公益及び公の秩序」にかえた。この二つで意味がガラッとかわる。

では「個人」と「人」はどうちがうのか。

「個人」は、個性をもった国民ひとりひとりを意味する。ところが個人が「人」になると、国民は十把一絡げにされて個性を失う。個人には「顔」があるが、人には「顔」がない。

憲法第 13 条の英文は、“All of the people shall be respected as individuals”である。individual は文字通りそれ以上分割できない個人を意味する。また people を Oxford 辞典で調べると、“persons composing community, race, or nation”とある。そして person は“individual human being”を意味するとある。つまり、もともと people も日本語の「個人」に相当し「人」ではない。英語の「人」は human being で、種族としての人間を意味する。自民党憲法草案 13 条を英訳すれば、“All of the people shall be respected as human beings”となり、さしずめ「全て国民は、(サルではなく) ヒトとみなしてやろう」ということか。

つぎに「公共の福祉」であるが、この文言は憲法 13 条の他に、12 条、22 条、29 条にも登場する。12 条では自由と権利の保持の責任と濫用を禁止し、「常に公共の福祉のためにこれ(自由と権利)を利用する責任を負う」(カッコ内は筆者)といっている。

原発ゼロを要求してデモをする。毎週金曜日には京都駅前の関電支店でキンカン行動をする。原発ゼロ左京の会では毎月第 2 と第 4 木曜日の夕方、百万遍で原発ゼロを訴える街宣をしている。デモをすれば交通の妨げになる。キンカン行動や百万遍宣伝でも騒音を出す。近所の人にとっては迷惑になることもある。「公共の福祉」とは、個々人の自由と権利を保障するために互いにガマンするところはガマンしようということである。そして同時

に、商店焼討のような暴動で自由・権利を主張することは許されない、ということである。

ところが自民党憲法草案にある「公益及び公の秩序」の意味は「公共の福祉」とはまったくちがう。「公益」は「国家や社会全体の利益」のことであり、「公の秩序」は「国家の定める秩序」のことである。自民党草案の 12 条では「自由及び権利には責任及び義務が伴うことを自覚し、常に公益及び公の秩序に反してはならない」とされる。これは、国民の基本的人権である自由と権利を国家統制のもとにおくということの意味する。デモや街宣は、国が気に入くわないとなればいくらかでも禁止できるということになる。基本的人権は消しとんでしまう。

大日本帝国憲法(明治憲法)の「臣民権利義務」の条項では、「法律ノ定ムル所」とか「法律ノ範囲内ニ於テ」とか「法律ニ定メタル場合ヲ除ク外」という文言がやたらにでてくる。極めつけは「第 28 条 日本臣民ハ安寧秩序ヲ妨ケス及臣民タルノ義務ニ背カサル限ニ於テ信教ノ自由ヲ有ス」であろう。「公益と公の秩序」の意味するところは「安寧秩序」以外の何ものでもない。

自民党は改憲案で、天皇元首(第 1 条)、国防軍保持(第 9 条)を公然と宣言した。そして国民の個々人から顔を消し去って、国民をのっぺらぼうの顔のない人(帝国憲法の「臣民」)に仕立て上げようとしている。

日本国憲法は国民ひとりひとりの人格権に基礎をおく。「国民が主人公」で、国には国民の人格権を尊重しそれを守る義務がある。自民党憲法草案は、それとは 180 度違う方向をむいている。まずはお国。「お国が主人公」で国民はお国のために尽さなければならない。

安倍首相が、日本を取り戻すと叫んでいるのはそのことなのだ。天皇を元首にして、国民をそれに従わせ、国防軍で再び強い日本を取り戻す、これが安倍自民党のめざす「美しい国」の形である。

人格権を全面に出してそれを根拠に原発再稼働差止めを命じた福井地裁判決は、われわれに憲法の意義を覚醒させ、安倍政権の目指す道がいかに危険であることを示した。

この1年2ヵ月、日本の原発は動いていない。にもかかわらずただの一度も停電はなかった。原発がなくとも日本の電力はたりる。政府が原発を手放さないのは、もっぱら電力

会社の経営を守り、輸出で大もうけをし、潜在的核保有国でありたいためである。そのことは今や明白である。

福井地裁は大飯原発差止め判決で、経済より人格権、原発は本質的に危険、地震大国日本に原発はあまりに楽観的、豊かな暮らしと国土こそ国富、といった。原発をなくして再生可能エネルギーに転換する、儲け第一主義の政治から国民の命と暮らしを守る政治に転換する、それがいま求められている。

原発ゼロを求める運動は、じつは憲法を護る運動であり、民主革命にも通じる運動でもあったのだ。

※※※※※支部幹事会・事務局だより※※※※※

2014年度第7回幹事会（11月21日）および第7回事務局会議（12月5日）の報告

1. 会員の異動

新入：前田英史さん（龍谷大学理工学部）が12月より入会しました。

死亡：休会会員の泉邦彦さんが9月にお亡くなりになりました。

2. 支部現況

一般会員：242／特別会費会員：1／家族割特別会費会員：3

若手会員：6／若手特別会費会員：19 合計：271

読者：3／会誌贈呈：1

休会会員：一般1，若手5

3. 会費納入状況（11月28日）

14年度会費納入（納入者数／会員数）

一般（152／242），一般特別（1／1），家族割（2／3）

若手（3／6），若手特別（12／19）

13年度会費納入：一般（18／22），若手（2／2），若手特別（5／7）

12年度会費納入：一般（1／2），若手特別（3／3）

4. 第21回総合学術研究集会実行委員会発足

細川幹事が委員長に、重本会員、富田代表幹事、宗川事務局長が副委員長に、左近幹事が事務局長にそれぞれ就任することになった。

12月26日に第1回実行委員会を開催し、委員会体制、会場、基本方針等について検討する。

5. 会員拡大について

米田全国事務局長より緊急の会員拡大の要請があった。京都支部では、年内に少なくとも3名を拡大することにした。会員のみなさまのご協力をお願い致します。

6. 2015年度以降の京都支部の体制に関する討議

当面以下の課題に取り組む

- ① 2016年開催の21総学の準備
- ② 2015年度の全国常任幹事の推薦（2015年5月の支部大会で推薦）
- ③ 代表幹事，事務局長の交代（2015年5月の支部大会に向けて準備する。）
- ④ 科学者会議の活動について（会員の高齢化が進んでいる。それに合わせた活動を組み立てる必要がある。）

6. 支部ニュース11月号発行以後の支部関連行事

- ・ 11月15日（土）近畿地区大学問題シンポジウム@キャンパスプラザ京都
- ・ 11月16日（日）20総学 第5回実行委員会@西南学院大学
- ・ 11月18日（火）21総学実行委員会準備会@京都支部事務所
- ・ 11月21日（金）11月読書会@京都支部事務所
- ・ 11月22日（土）第8回自然科学懇談会@京大楽友会館
- ・ 12月5日（金）第7回事務局会議@京都支部事務所
- ・ 12月11日（木）支部ニュース12月号発行と機関誌1月号発送

（文責・宗川吉汪）